

富士川町消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

富士川町消防団の組織等に関する規則(平成22年富士川町規則第125号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「団本部(以下「本部」という。)、分団及びラッパ隊」を「団本部(以下「本部」という。)及び分団」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

富士川町消防団の組織等に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第3条 消防団に<u>団本部(以下「本部」という。)</u>及び<u>分団</u>を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第6条～第22条</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 消防団に<u>団本部(以下「本部」という。)</u>、<u>分団及びラッパ隊</u>を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(ラッパ隊)</u></p> <p>第6条 <u>ラッパ隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。</u></p> <p>2 <u>隊長は、上司の命を受け、ラッパ隊を指揮監督する。</u></p> <p>3 <u>副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>4 <u>隊員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。</u></p> <p>第7条～第23条</p>